

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波（以下、東日本大震災という。）は、亘理町の沿岸全域を襲い、多くの尊い命が失われるとともに、多くの家屋が損壊・喪失し、さらに、道路・鉄道をはじめとする公共交通網や電気、上下水道、通信、燃料など生活に不可欠なライフライン・物流が破壊・寸断されるなど、我が国の戦後最大規模といわれる未曾有の被害が生じた。

このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合や津波警報等が発表された場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。

また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき亘理町の地域に係る津波防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期するものである。

なお、この計画は大規模な津波災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模な津波災害に至らない場合にあってもこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第6条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

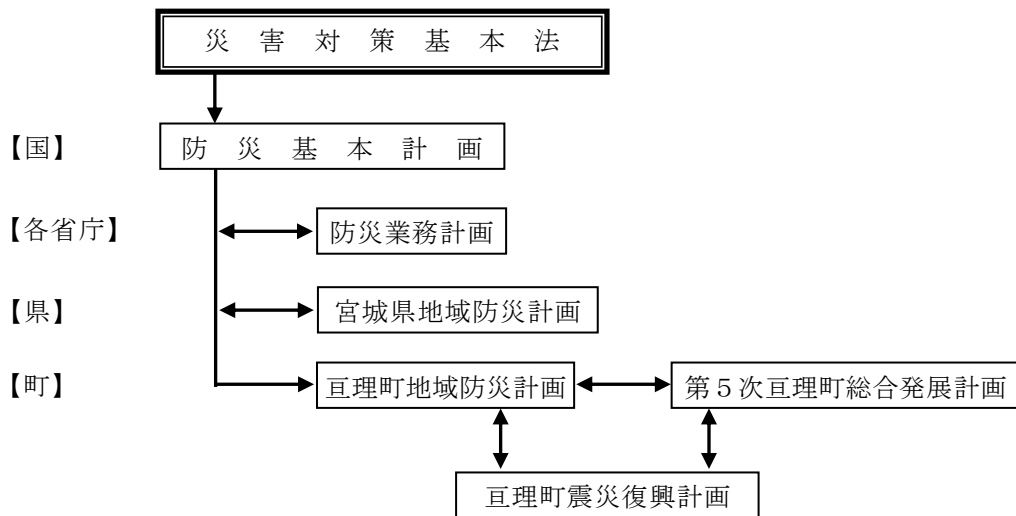
第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、亘理町防災会議が策定する計画であり、亘理町における津波災害対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき地震・津波防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき、具体的な計画を定め、その推進を図る。

町では、津波災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして、行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより津波防災対策を推進する。

計画の位置づけ



第3 計画の修正

1 修正の概要

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは速やかに修正し、防災対策の確立に万全を期す。

2 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映

東日本大震災は、大津波が襲来した沿岸部を中心に、本町に甚大な被害をもたらした。

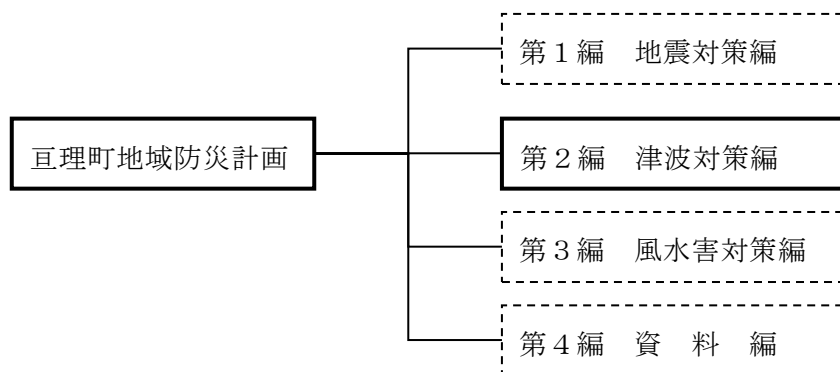
町は、東日本大震災による被災状況や海辺に低平地が広がる本町の地形的条件などを踏まえ、引き続き、これまで実施してきた津波防災対策の一層の強化を図るとともに、津波防災対策については、ハード・ソフトの両面の策を講ずることにより、大津波が起こっても生命が守られる、安全で安心なまちづくりを目指す。

(2) 国の防災基本計画等の見直し内容の反映

東日本大震災以降も各地で風水害や地震災害などの大規模な自然災害が発生し、新たに明らかになった課題等に対応するため、防災関係法令の改正や国の防災基本計画の見直しが行われている。これらを踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、「亶理町地域防災計画（津波対策編）」の見直しに反映する。

第4 計画の構成

本計画は下記のとおり構成するものとし、それぞれの災害の各段階における諸施策を「災害予防対策」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興対策」に示している。また、第4編は「資料編」として、本計画に関わる関連資料を掲げた。



第5 計画の習熟等

町及び防災関係機関は、平素から所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育、訓練の実施などを通じて、この計画の習熟に努めるとともに、住民に対しても計画の周知を図り、災害に対して町全体の対応能力を高める。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び関係機関は防災体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する。

また、関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、津波災害防止のため相互に協力する。

第2 防災組織

1 防災会議

亘理町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項の規定に基づく亘理町防災会議条例第3条の規定する機関の長等を委員として組織するもので、本町における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに関係機関相互の連絡調整及び防災に関する重要事項を審議することを所掌事務とする。

2 災害対策本部等

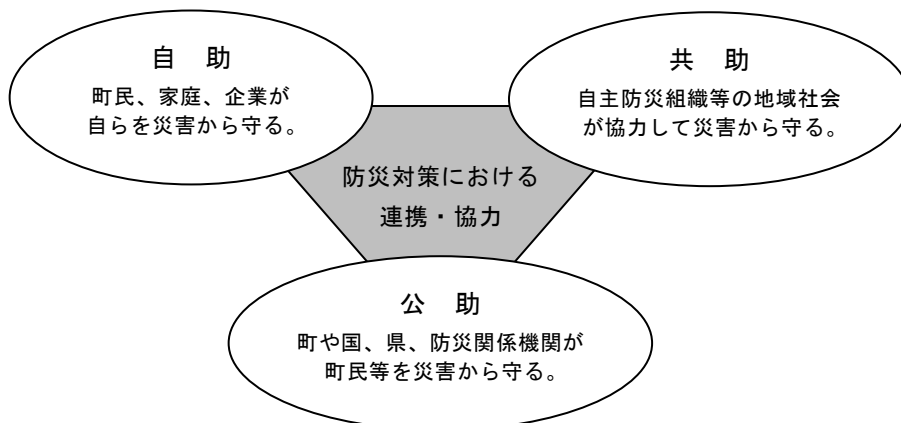
本町において地震・津波災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づく亘理町災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

災害発生の可能性、災害の状況などに応じ、必要と認めるときは災害警戒本部及び現地災害対策本部を設置する。

第3 各機関の役割

東日本大震災では、地震・津波発生直後の「自力・家族」「住民同士」による助け合いによって、多くの命が救われており、災害直後における地域の防災活動の重要性が、より明らかになっている。また、その後の避難生活等においても、地域のつながりが被災者の支えとなっている。

これらのことから、地域防災の推進は、「自助・共助」（町民、企業、自主防災組織等）と、「公助」（行政、防災関係機関等）が、それぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助」を基本とする。



【自助・共助の基本】

1 町 民

「自らの身の安全は自ら守る（自助）」及び「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、企業、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりを進め、災害に強い町民と地域を形成する。

また、常に災害に対する備えを怠らず、「最低3日分、推奨1週間分」の食料や飲料水、生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。

災害時には、共助の視点の下、隣近所や地域が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難するに当たっては、要配慮者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。

なお、要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに特に配慮を要する人々をいい、本計画では介護を必要とする高齢者、一人暮らし高齢者、障害者、保護を必要とする児童、妊産婦、乳幼児、慢性疾患を有する者や外国人などを対象者とする。

2 企 業

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。

災害が発生した場合には、町、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

また、災害発生時においても、企業の重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努める。

【公助の基本】

3 亘理町

町は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等並びに住民の協力を得て防災活動を実施する。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう支援、協力、指導、助言する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法第6条の規定に基づき、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう協力する。

6 県の機関

県の機関は、自ら防災活動を実施し、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助する。

7 あぶくま消防本部

あぶくま消防本部は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自己の消防力の総力をあげ、また、必要に応じ他の消防機関からの応援を受け、防災関係機関と効果的に連携しながら消防活動を実施する。

8 亘理町消防団

亘理町消防団は、消防長又は消防署長の指揮の下、消防活動に従事する。また、町長の指示により消防活動以外の災害対策活動に従事する。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法第7条第1項の規定に基づき、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には防災対策業務を行い、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第4 処理すべき事務又は業務の大綱

【亘理町及び宮城県】

1 宮城県

- (1) 宮城県防災会議及び宮城県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する施設・設備の整備
- (3) 通信体制の整備・強化
- (4) 防災訓練並びに津波防災上必要な教育及び広報の実施
- (5) 情報の収集・伝達及び広報
- (6) 自衛隊への災害派遣要請
- (7) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進
- (8) 公共施設等の防災処置及び災害復旧事業の計画・実施
- (9) 交通及び緊急輸送の確保
- (10) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護、救援
- (11) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策
- (12) 保健衛生、文教対策
- (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (14) 沿岸市町及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整
- (15) 被災建築物応急危険度判定、被災住宅地危険度判定事務に関する支援
- (16) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

2 亘理町

- (1) 亘理町防災会議及び亘理町災害対策本部に関する業務
- (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導

- (3) 防災に関する施設・設備の整備
- (4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施
- (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告
- (6) 避難の指示、勧告及び避難準備・高齢者等避難開始の発令並びに指定避難所等の開設
- (7) 避難対策、消防、水防活動等防災対策の実施
- (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助
- (9) 水、食料、その他の物資の備蓄及び確保
- (10) 清掃、防疫、その他保健衛生の実施
- (11) 危険物施設等の保安対策及び津波発生時における被害拡大防止のための応急対策
- (12) 保育所の応急対策、幼稚園、小・中・高等学校の応急教育対策
- (13) ボランティアによる防災活動の環境整備
- (14) 被災建築物応急危険度判定業務に関する事務
- (15) その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置

3 亶理町教育委員会

- (1) 町立学校施設の災害対策
- (2) 町立学校の応急教育対策
- (3) 町立学校児童生徒の安全対策
- (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策
- (5) 文化財の災害対策

4 あぶくま消防本部

- (1) 亶理地区消防計画の策定に関する事務
- (2) 消防力の整備
- (3) 災害の予防、警戒及び防御活動
- (4) 災害時の避難、救助及び救急活動
- (5) 消防団との連絡調整及び情報の収集活動
- (6) 町災害対策本部の消防業務
- (7) 警戒警報等の広報・伝達
- (8) 自主防災組織の育成指導

5 亶理町消防団

- (1) 災害の予防、警戒、防御活動
- (2) 災害情報の収集・伝達
- (3) 警戒警報等の広報・伝達
- (4) 災害時の避難、応急及び救護活動

【指定地方行政機関】

6 東北農政局

- (1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導
- (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導
- (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導
- (4) 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導
- (5) 土地改良機械の貸付及び指導
- (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡

7 東北森林管理局（仙台森林管理署）

- (1) 山火事防止対策
- (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給
- (3) 林道の適正な管理

8 東北地方整備局仙台河川国道事務所

- (1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力
- (2) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理
- (3) 直轄道路の新設、改修、維持修繕、除雪等その他の管理
- (4) 阿武隈川下流の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達等の水防に関すること
- (5) 直轄河川及び直轄道路の災害応急復旧工事の実施
- (6) 直轄道路の交通確保
- (7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施

9 仙台管区气象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

10 第二管区海上保安本部宮城海上保安部

- (1) 災害予防
 - イ 防災訓練に関する事項
 - ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項
 - ハ 調査研究に関する事項
- (2) 災害応急対策
 - イ 警報等の伝達に関する事項

- ロ 情報の収集に関する事項
 - ハ 活動体制の確立に関する事項
 - ニ 海難救助等に関する事項
 - ホ 緊急輸送に関する事項
 - ヘ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項
 - ト 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項
 - チ 流出油等の防除に関する事項
 - リ 海上交通安全の確保に関する事項
 - ヌ 警戒区域の設定に関する事項
 - ル 治安の維持に関する事項
 - ヲ 危険物の保安措置に関する事項
- (3) 災害復旧・復興対策

【自衛隊】**11 自衛隊（陸上自衛隊東北方面隊第2施設団）**

- (1) 災害発生時における人命及び財産の保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動
- (3) 災害時における応急医療・救護活動

【指定公共機関】**12 独立行政法人国立病院機構北海道東北グループ**

- (1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
- (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援
- (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報
- (4) 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援

13 日本赤十字社宮城県支部

- (1) 医療救護
- (2) 救援物資の備蓄及び配分
- (3) 災害時の血液製剤の供給
- (4) 義援金の受付
- (5) その他災害救護に必要な業務

14 日本放送協会仙台放送局

- (1) 気象予報・警報、災害情報等の放送

15 東日本高速道路株式会社東北支社

- (1) 高速道路等の維持管理（仙台東部道路及び常磐自動車道）
- (2) 高速道路等の交通確保
- (3) 災害時における情報の収集及び伝達
- (4) 災害復旧工事の実施

16 日本郵便株式会社（亶理郵便局・荒浜郵便局・浜吉田郵便局・亶理逢隈郵便局）

- (1) 災害時の業務運営の確保
- (2) 災害時の事業に係る災害特別事務取扱い

17 東北電力ネットワーク株式会社 岩沼電力センター

- (1) 電力供給施設の防災対策
- (2) 災害時における電力供給の確保

18 日本通運株式会社仙台支店（仙南支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

- (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保
- (2) 災害時の応急輸送対策

19 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

- (1) 鉄道施設の整備保全
- (2) 災害復旧工事の実施
- (3) 全列車の運転中止手配措置
- (4) 人命救助
- (5) 被災箇所の調査、把握
- (6) 抑止列車の乗客の代行輸送の確保
- (7) 旅客の給食確保
- (8) 通信網の確保
- (9) 鉄道施設の復旧保全
- (10) 救助物資及び人員の輸送確保
- (11) 列車運行の広報活動

20 日本貨物鉄道株式会社東北支社

- (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保
- (2) 災害時の応急輸送対策

21 東日本電信電話株式会社宮城事業部

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの信頼性向上

- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和、及び通信手段の確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、国、県、市町村及び防災関係機関との連携

22 KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信設備の整備及び災害防止
- (2) 災害時における通信の確保
- (3) 電気通信設備の復旧

23 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

- (1) 災害時における支援物資の調達及び被災地への供給

【指定地方公共機関】

24 一般社団法人宮城県LPガス協会（仙南第三協議会）

- (1) 液化石油ガス災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保

25 公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部

- (1) 災害時における緊急物資のトラック輸送確保

26 東北放送株式会社、株式会社仙台放送、株式会社宮城テレビ放送、株式会社東日本放送、株式会社エフエム仙台

- (1) 災害情報等の放送

27 公益社団法人宮城県医師会

- (1) 災害時における医療救護活動

28 一般社団法人宮城県建設業協会

- (1) 災害時における公共施設の応急対策への協力

29 一般社団法人宮城県歯科医師会

- (1) 避難所における歯科医療救護活動
- (2) 行方不明者の身元確認

【警察機関】

30 亘理警察署

- (1) 災害情報の収集伝達

- (2) 被災者の救出及び救助
- (3) 行方不明者の捜索
- (4) 死者の検視・見分
- (5) 交通規制、緊急交通路の確保及び交通秩序の維持
- (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持
- (7) 避難誘導及び避難場所の警戒
- (8) 危険箇所の警戒
- (9) 災害警備に関する広報活動

【県の機関】

31 仙台地方振興事務所（総務部、地方振興部）

- (1) 災害情報の収集
- (2) 通信情報対策
- (3) 広報対策
- (4) 自衛隊の災害派遣
- (5) 相互応援対策
- (6) 消防対策
- (7) 県民相談及び復興意欲の振興
- (8) 消費流通の緊急対策
- (9) 各防災関係機関との連絡調整

32 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

- (1) 医療救護活動
- (2) 保健衛生活動
- (3) 災害救助法に基づく救助事務
- (4) その他生活福祉対策

33 塩釜保健所岩沼支所

- (1) 防疫・保健衛生活動
- (2) 給水・廃棄物処理対策
- (3) その他食品・環境衛生対策

34 仙台地方振興事務所（農業振興部、農業農村整備部）

- (1) 食料対策
- (2) 農林業対策
- (3) 農業用排水施設対策
- (4) 農業用地等の災害防止対策
- (5) 土地改良事業対策

35 仙台土木事務所

- (1) 水防対策
- (2) 住宅対策
- (3) 交通施設対策及び障害物の除去対策
- (4) その他土木及び建築関係対策

36 仙台家畜保健衛生所

- (1) 家畜防疫対策
- (2) その他保健環境対策

37 仙台地方振興事務所（水産漁港部）

- (1) 水産対策
- (2) 漁港対策

38 中南部下水道事務所

- (1) 流域下水道に関すること

39 仙南・仙塩広域水道事務所

- (1) 広域水道事業に関すること

【その他公共的団体】

40 株式会社ミヤコーバス名取営業所

- (1) 災害時における緊急避難輸送
- (2) 災害時におけるバス路線状況の情報収集及び伝達

41 みやぎ亘理農業協同組合

- (1) 農作物等の被害調査並びに営農指導
- (2) 被害に伴う営農資金の貸与並びに斡旋

42 宮城県農業共済組合亘理名取支所

- (1) 災害時における農作物の被害調査並びに共済金の支払い
- (2) 農作物の災害予防対策

43 亘理土地改良区

- (1) 農地の保全並びに排水施設等必要な施設の災害応急対策

44 宮城県漁業協同組合仙南支所

- (1) 気象情報、災害情報收受及び伝達
- (2) 災害予防、防御及び拡大防止のための指導
- (3) 災害時の緊急輸送及び捜索、救助の協力
- (4) 漁具船舶の斡旋並びに金融の措置

45 亶理町災害防止協議会

- (1) 災害時における建設物復旧対策への協力
- (2) 災害時における下水道施設復旧対策への協力

46 亶理町水道工事指定業者連絡協議会

- (1) 災害時における水道施設復旧対策への協力

47 亶理山元商工会

- (1) 災害時における商店の被害調査
- (2) 中小企業者等の災害復興資金等の確保支援

48 一般社団法人亶理郡医師会

- (1) 被災傷病者の医療及び救護
- (2) 防疫及び衛生の協力

49 一般社団法人岩沼歯科医師会

- (1) 避難所における歯科医療救護活動
- (2) 行方不明者の身元確認

50 岩沼薬剤師会

- (1) 医薬品、医療用資機材の斡旋
- (2) 防疫及び衛生に必要な薬品の斡旋

51 亶理町社会福祉協議会

- (1) 災害ボランティアセンターの開設、運営
- (2) 地域福祉サービスの継続

52 亶理名取共立衛生処理組合

- (1) 被災地における、生活ごみ及びし尿の収集業務
- (2) 廃棄物の処理

53 各運送業者

- (1) 災害時における緊急輸送に関すること

54 防災上重要な施設（医療機関、宿泊施設、スーパー、工場等）

- (1) 防災保安施設の整備
- (2) 災害時における施設利用者の避難誘導
- (3) 災害時における救出、救護

55 亘理地区防災安全協会（危険物取扱事業所）

- (1) 各事務所に対する危険物の保安処置に関する教育

第3節 津波被害の現状

第1 地理的特性と過去の津波被害

阿武隈川河口から山元町までの7.41kmの海岸線は、地形条件等から連続した砂浜海岸区間と潟湖である鳥の海沿岸に区分される。

本町の津波による過去の災害は下表のとおりである。

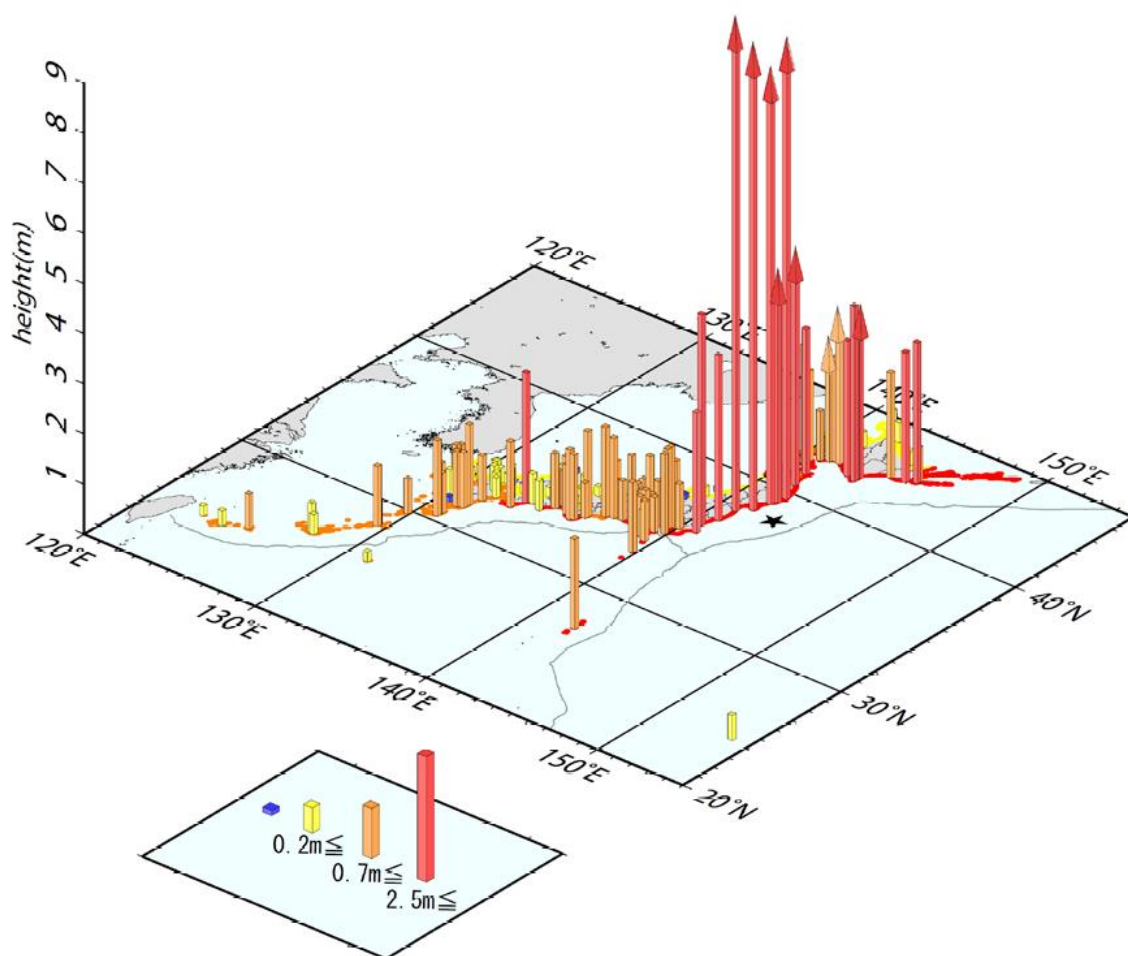
災害年月日	災害名	死者・傷者	被害の概要
昭和35年5月24日	チリ地震津波	死者 4名	畑冠水5町、船舶1隻
平成23年3月11日	東日本大震災	死者 306名 認定死亡者 13名 (うち遺体未発見者 4名) 負傷者 45名	浸水面積 3,493ha 最大浸水高(T.P) 8.1m 住家被害 全壊 2,568棟 大規模半壊 285棟 半壊 920棟 一部破損 2,448棟 非住家被害 3,020棟

第2 東日本大震災の津波災害の概況

1 津波観測状況

東日本大震災により、東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の沿岸で津波が観測された。各地の津波観測施設では、福島県相馬で9.3m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6m以上など、東日本の太平洋沿岸を中心に非常に高い津波を観測した。

東日本大震災における津波観測状況



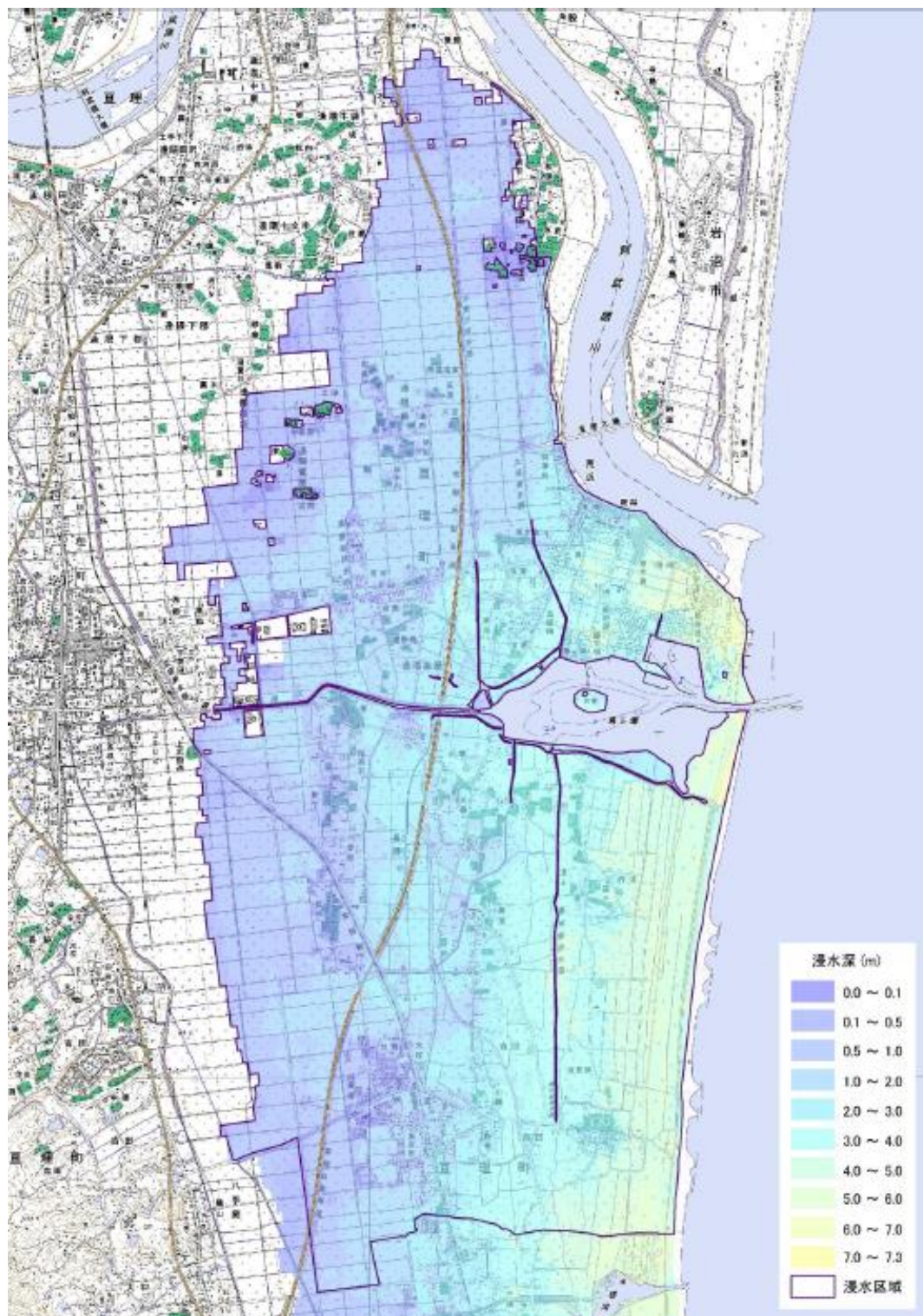
注) 矢印は、津波観測施設が津波により被害を受けたためデータを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなった可能性があることを示す。観測施設には、内閣府、国土交通省港湾局、海上保安庁、国土地理院、愛知県、四日市港管理組合、兵庫県、宮崎県、日本コークス工業株式会社の検潮所を含む。

気象庁資料

2 津波による浸水状況

亘理町では、今次津波による浸水区域は、沿岸部の低地部の広い範囲はもとより、常磐自動車道、JR常磐線（亘理－浜吉田間）よりも以西に広がり、町面積の約48%となる3,493haが浸水した。津波による最大浸水深は、約7.3mとなっている。

浸水区域と浸水規模



被災現況調査（亘理町 平成24年12月）

第3 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と、内陸の奥域までに及ぶ広範囲な浸水域、河川を遡上した津波による氾濫、広範囲にわたる地盤沈下などにより、従前の想定を超えるものであった。

さらに、地震発生後の津波警報の発表状況、津波警報等の伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定や防災マップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

今回、従前の想定をはるかに超えて、甚大な被害が発生した経験を重く受け止め、主に当時の以下のような問題点を踏まえ、引き続き津波災害対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、宮城県の沿岸 15 市町のうち、10 市町で災害対応の中心となる市町村庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

2 大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

3 物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。また、多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4 不十分な要配慮者対策

県内では、高齢者、障害者等の要配慮者について、支援計画が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 津波被害の拡大

東日本大震災では、従来の津波防災マップで示されていた津波浸水予測を大きく上回り、その外側でも人的被害が発生した。また、過去の経験等から、地震直後に避難しなかった方も多かった。

7 避難指示等の住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、町の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、命に関わる津波避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

8 津波からの避難の阻害

東日本大震災では、避難した場所が津波の被害にあった、人が多くて入りきらなかった、救助が来るまでに時間がかかったといった避難場所の問題や、自動車での避難による渋滞で、逃げる途中で津波に巻き込まれたといった避難路上の問題など、津波からの避難において多くの問題が発生した。

第4節 対象とする津波

宮城県では、これまで被害想定調査に基づき地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災では、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 という巨大地震とそれにより引き起こされた大規模な津波により、甚大な被害が発生した。

本町では、東日本大震災による被災状況や、海辺に低平地が広がる地形的条件などを踏まえ、津波防災対策については、ハード・ソフトの両面の策を講ずることにより、大規模な津波が起こっても生命が守られる、安全で安心なまちづくりを目指し、その対策に努める。

第1 想定される津波の考え方

津波防災対策にあたっては、次の二つのレベルの津波を想定する。

○レベル1 津波

- ・レベル2の最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波である。
- ・人命及び財産を守るため、海岸保全施設の整備等ハード対策（新設のほか、既存施設の有効活用、自然力の利用、多重ラインでの対応）を中心に、ソフト対策や地域づくりも適切に組み合わせて対応する。

○レベル2 津波

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である。
- ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、ハード対策、ソフト対策、地域づくりを総動員し、「多重防御」による総合的津波対策を構築する。

津波対策の考え方

	レベル1 津波	レベル2 津波
対象とする津波	・数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生	・数百年から千年に一回程度の頻度で発生 ・想定される最大規模
津波対策の考え方 (達成すべき目標)	○防災 ・人命を守る ・財産を守る ・経済活動の継続	○減災 ・人命を守る ・経済的な損失の軽減 ・大きな二次災害の防止 ・早期復旧

○津波地震や遠地津波

- ・レベル2津波より発生頻度は高く、レベル1津波同様大きな被害が発生するが、必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波である。
- ・レベル1津波と同様に海岸保全施設の整備等ハード対策を中心に、ソフト対策や地域づくりも適切に組み合わせて対応する。

第2 津波被害想定について

宮城県では、過去の津波被害に鑑み有効な津波対策を講じるため、昭和59年度～61年度の第一次から平成14年度～15年度の第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。第三次被害想定調査から7年が経過した平成22年度から、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想定調査の実施が出来なくなり、中断することとなった。

次期被害想定調査については、被災市町において復興に向けたまちづくりがある程度進展した段階で実施することとしている。

第5節 亶理町地域防災計画の方向

第1 亶理町の防災上の課題

1 高い災害の危険性

本町は、その自然条件から台風・洪水・高潮・地震・津波等多種の災害発生原因を内包し、現在まで数多い生命と財産が災害のため失われている。特に、町域の太平洋側に標高が低い平地が広がっており、ここに市街地や農地が広がっていることから、津波等の浸水被害を受けやすい地域構造となっている。

2 災害に強い安全で安心なまちづくりの推進

本町は、これまで人口増加を続けてきたが、今日すでに人口は減少に転じ、今後も減少が続くと予測されており、まちの活力を維持していくためには、新たな企業誘致や時代のニーズにあった産業振興等、業務機能の強化も求められている。

このため、土地区画整理事業等により市街地整備を進めていくにあたって、防災に配慮した土地利用の実現と防災基盤の整備により、災害に強い安全で安心なまちづくりを推進する必要がある。

3 防災意識の向上

災害に強い町をつくるには、町や関係機関による対策だけではなく、住民自身が「自分たちの町は自分たちで守る」という意識を持つことが大切である。また、災害時の初期段階では、自らの判断により対応するとともに、互いに助け合って避難、救助等を行う必要がある。しかし、一方で、地域によっては、新しく町に住む人たちも含めた地域内の交流が徐々に希薄になりつつあるなどの問題も生じている。

そこで、住民、自主防災組織、企業等が行う「自助・共助」と町や防災関係機関等が行う「公助」を防災・減災の両輪として、一丸となった安全で安心なまちづくりを推進する必要がある。

4 要配慮者等への対応

本町でも、高齢者や障害者（児）、外国人など災害時の情報伝達や避難、あるいは避難所等での健康維持などに配慮を要する要配慮者が増加している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備を推進し、具体化する必要がある。

また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する必要がある。

5 災害時の初動体制の確立

災害が発生したときには、迅速で、かつどのような状況にも柔軟に対応できる組織体制を確立する必要がある。

また、大規模な災害では、日頃から関係機関や近隣市町、県等と連携をとり、緊急時の応援が迅速に行われるよう努力するとともに、自衛隊との連携体制を強化する必要がある。

6 情報の収集伝達体制の確立

災害時には、情報を迅速かつ的確に収集・伝達することが、災害応急対策の成否の鍵を握るとともに、住民の安心にもつながる。

そこで、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、一部の情報伝達手段が被害を受けた場合でも他の手段で代替できるよう、携帯電話による緊急速報メール、インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る必要がある。

また、流言飛語（デマ）等の情報が広まることにより、社会的混乱が生じる恐れがあるため、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、住民等の適切な判断と行動の促進が重要である。

7 被災者への的確な対応

大規模な災害が起こっても十分対応できるよう、避難施設や物資等を確保するとともに、負傷者や病人等への迅速な医療活動を行える体制を整えておく必要がある。

また、被災者の支援にボランティアの活動が十分に生かされるような体制を整えておく必要がある。

8 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第2 基本理念

これらの課題を踏まえ、今後の防災対策を進める上での基本理念を次のとおりとする。

1 自然との共存

町内に広がる緑豊かな丘陵地帯や地域を潤す河川は、良好な地域環境を形成している反面で、地震や大雨の際には自然災害を発生させる原因ともなる。これらの自然環境の良さを最大限に生かした土地利用に配慮しながら、災害に強い町づくりを推進するものとする。

2 人づくり

天災による被害を大きくするか、最小限度にとどめるかは、人々の取組みにかかっている。

「自分たちの町は自分たちで守る」という意識の啓発に努め、災害時に自らの手で自らや家族を守る「自助」による安全・安心の確保や、地域での支え合いによる「共助」の取組みを活性化させるとともに、行政として「公助」の効率化を図る。

3 連 携

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、町や防災機関、住民やボランティアなど、すべての人たちが連携した有効な防災活動に努める。

また、近隣市町のみならず、県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制とするほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に努める。

第3 基本目標

災害に強いまちづくりの構築を行うとともに、保健・福祉・教育の各分野における安心のまちづくりを推進し、生涯を託せる安全・安心のまちづくりを確立するため、基本目標を次のとおり設定する。

安全・安心・元気のあるまち 亶理

～亶理らしさを守り・生かした 町民が主役のまちづくり～

第4 施策の基本方向

1 災害予防対策

災害が起こらないよう、また災害が起こっても被害を最小限に食い止められるよう、治山・治水事業や排水施設の整備等を積極的に進めるとともに、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震・津波に強いまちづくり、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、企業・事業所の防災意識の高揚、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。

発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。

災害はいつ起こるか予断を許さないだけに、町の状況に応じた施策の優先順位を明確にし、不断の取組みに努める。

2 災害応急対策

- (1) 災害発生の際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (2) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的かつ効果的に行うための活動体制を確立する。
- (3) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急対策、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。
- (4) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (5) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送等を行う。

- (6) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
- (7) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (8) 被災状況に応じ、指定避難所の開設等を行う。
- (9) 指定避難所等で生活する被災者の心身の健康管理や心身機能の低下予防等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (10) 災害により生じた廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に廃棄物を処理する。
- (11) ボランティア、支援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受け入れる。
- (12) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行う。

3 災害復旧・復興対策

被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。

災害から立ち直り、平和な生活や活発な産業活動が再開できるよう、被災者の生活再建及び被災中小企業等の復興を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

4 防災事業の推進

- (1) 災害を除するため次の事項について長期計画を樹立し、その推進を図る。
 - イ 治山・治水等の保全事業
 - ロ 建物の不燃化、耐震性建築の普及促進
 - ハ 災害危険区域に対する安全対策
- (2) 地震対策緊急事業5箇年計画一覧表（登載省略）